



荷主と運送事業者のための トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

セミナーの受講者

もちろん、下記以外の業種の方でも受講できます。

荷主

トラック運転者の労働時間短縮は、荷主と運送事業者が、協力しあって取り組む必要があります。荷主は、物流を担って頂いている運送事業者に、運送事業者は、委託を受けている荷主に、是非ともお声がけのうえ、ご参加ください！

運送事業者

セミナー申し込み方法

各都道府県での開催日・開催会場が決定次第、次の2つの方法で、申し込みができます。

FAXでの
申し込み

後日、各都道府県の労働局/運輸局に配布するリーフレット(チラシ)に、参加申し込み書を掲載します。

インターネット
での申し込み

厚生労働省「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」から、申し込みができます。



お問合せ窓口

厚生労働省委託事業者

株式会社 富士通総研

担当名: 沖原・亀廻井(かめのい)・小田・田村

電話: 03-5401-8394

メール: fri-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com

開催予告

荷主と運送事業者のための トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

トラック運転者の長時間労働が問題になっています。トラック運転者の労働時間短縮は、荷主と運送事業者の双方が、歩み寄り、そして協力しあって取り組む必要があります。

いま、考えてみませんか？
物流を支えるトラック運転者のこと。

セミナープログラム（予定）

※セミナーは全都道府県で開催します。

PART 1 荷主と運送事業者の協力による 取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明

明日から活用できる「トラック運転者の労働時間短縮の進め方」と「対応策」について、分かり易く説明します。

株式会社 富士通総研
コンサルタント

PART 2 「ホワイト物流」推進運動について

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とした「ホワイト物流」推進運動についてご説明します。

国土交通省
地方運輸局（運輸支局）

PART 3 改正労働基準法のポイントについて

時間外労働の上限規制については、2024年4月1日から自動車運転の業務にも適用されることとなりますので、早めの対策が重要です。
労働基準法の改正内容について、ポイントを絞ってご説明します。

厚生労働省
都道府県労働局
（労働基準監督署）

※セミナーは、全都道府県で開催します。

※開催日・開催会場は、右記にて
改めてご連絡します。

（開催日の1ヶ月以上前にはご連絡）

- 各都道府県の労働局／運輸局に配布するリーフレット（チラシ）
- 厚生労働省「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」

